

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第36回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成24年3月5日（月）午後1時30分から午後1時55分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）岡田雄一

（委員）上原敏夫，山岸良太，渡辺恵一

（庶務）及川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（2）協議

平成24年下半期の判事任命候補者に関する情報収集について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

また、前回の地域委員会開催後、ある弁護士会から再任候補者に関する情報が提出され、第2分科会長及び委員長の了承を得て下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に送付したことが報告された。

イ 前回以降開催された指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、昨年12月2日及び同月20日に開催された指名諮問委員会における協議の結果、平成24年上半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した101人について審議が行われ、99人については指名適当、2人については指名不適当との答申がされたこと、平成24年4月期の弁護士任官候補者7人については、5人は指名適当、2人は指名不適当とされたことが報告された。

司法修習生からの新任判事補の審議結果については、任官希望を出した103人のうち、その後、任官希望を取り下げた1人を除く102人について審議が行われ、98人については指名適当、4人については指名不適当と答申されたことが併せて報告された。

続いて、2月20日に開催された指名諮問委員会では、平成24年下半期における判事補から判事への任命及び平成24年10月期の弁護士任官候補者に係る情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

なお、弁護士からの情報提供が指名諮問委員会の答申後にされた例や答申前に弁護士から弁護士会に提出された情報を答申後になって弁護士会が地域委員会に提出した例があったが、審議の結果、この情報の内容等に照らし、既になされた答申について再検討する必要はないとされたことの報告があった。

おって、管内の弁護士会に対し、改めて、地域委員会に対する直接の情報提供及び期限内の情報提供の会員への周知を徹底するよう依頼された旨の報告があった。

(2) 協議

協議の結果、判事任命候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙の書式により現任庁に対応する検察庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、指名諮問委員会からの依頼を受け、別紙の「なお、」以下を加えた書面により現任庁に対応する弁護士会あてに名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

ある委員から、情報の取扱いについては従前のおり、頭名かつ記述形式の情報は、指名諮問委員会に報告し、その判断を委ねることの確認が求められ、その旨確認された。

なお、再任候補者に関する情報の受付期限については、5月21日（月）までとすることとされた。

(3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した判事任命候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、6月4日（月）午前10時から第2中会議室で開催することとされた。

以上

別紙

平成24年3月××日

〇〇地方検察庁検事正 殿
〇〇弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡田 雄一

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成24年10月から平成25年1月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、今般、弁護士からの情報提供が下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の答申後にされた例や答申前に弁護士から弁護士会に提出された情報を答申後になって弁護士会が地域委員会に提出した例がありました。指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式については、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、貴会所属の弁護士に対し、地域委員会に直接かつ期限内に情報を提供していただけるよう改めて周知を徹底していただきますようお願いいたします。

願います。

記

1 情報の受付期間

平成24年5月21日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第36回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成24年3月5日（月）午前10時5分から午前10時45分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）樋口美雄，松本新太郎，山名学，吉田統宏

（庶務）及川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（3）協議

平成24年下半期の判事任命候補者に関する情報収集について

（4）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

退任した河村検事正の後任として，吉田委員が紹介された。

(2) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

また、前回の地域委員会開催後、ある弁護士会から再任候補者に関する情報が提出され、第2分科会長及び委員長の了承を得て下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に送付したことが報告された。

イ 前回以降開催された指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、昨年12月2日及び同月20日に開催された指名諮問委員会における協議の結果、平成24年上半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した101人について審議が行われ、99人については指名適当、2人については指名不適当との答申がされたこと、平成24年4月期の弁護士任官候補者7人については、5人は指名適当、2人は指名不適当とされたことが報告された。

司法修習生からの新任判事補の審議結果については、任官希望を出した103人のうち、その後、任官希望を取り下げた1人を除く102人について審議が行われ、98人については指名適当、4人については指名不適当と答申されたことが併せて報告された。

続いて、2月20日に開催された指名諮問委員会では、平成24年下半期における判事補から判事への任命及び平成24年10月期の弁護士任官候補者に係る情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

なお、弁護士からの情報提供が指名諮問委員会の答申後にされた例や答申前に弁護士から弁護士会に提出された情報を答申後になって弁護士会が地域委員会に提出した例があったが、審議の結果、この情報の内容等に照

らし、既になされた答申について再検討する必要はないとされたことの報告があった。

おって、管内の弁護士会に対し、改めて、地域委員会に対する直接の情報提供及び期限内の情報提供の会員への周知を徹底するよう依頼された旨の報告があった。

(3) 協議

協議の結果、判事任命候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙1の書式により現任庁に対応する検察庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、指名諮問委員会からの依頼を受け、別紙1の「なお、」以下を加えた書面により現任庁に対応する弁護士会あてに名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

今回の依頼対象弁護士会ではないが、弁護士会経由で答申後に情報提供してきた弁護士会に対し、別紙2の書面により会員への周知を徹底するよう依頼することとされた。また、今回の依頼対象弁護士会ではないが、弁護士が直接情報を地域委員会に提供している弁護士会に対しては、別紙3の書面により会員への周知を依頼することとされた。

おって、判事任命候補者に関する情報の受付期限については、5月21日(月)までとすることとされた。

(4) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した判事任命候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、6月5日(火)午後3時30分から第2中会議室で開催することとされた。

以上

平成 24 年 3 月 ×× 日

〇〇地方検察庁検事正 殿
〇〇弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、今般、弁護士からの情報提供が下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の答申後にされた例や答申前に弁護士から弁護士会に提出された情報を答申後になって弁護士会が地域委員会に提出した例がありました。指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式については、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、当地域委員会がこれを直

接受け付ける旨を、今後とも周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成24年5月21日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

別紙 2

平成 24 年 3 月 ×× 日

〇〇弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官指名候補者に関する情報収集の在り方について

平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）については、貴会に対応する裁判所に所属する者がいないことから、今回は、貴会に対する情報受付の周知依頼はありませんが、今後の情報収集の在り方について、以下のとおりお取り扱いいただきますようお願いいたします。

貴会に対応する裁判所に所属する指名候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合、当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただくよう依頼しているところです。しかしながら、貴会の関係では、今般、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の答申前に弁護士から貴会に提出された情報を答申後になって貴会が地域委員会に提出した例や答申後に弁護士から貴会経由で地域委員会に対して情報提供された例がありました。

指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式については、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではな

い。」との考え方をとっています。今後の情報収集の在り方として、貴会所属の弁護士に対し、当地域委員会に直接かつ期限内に情報提供をすることの周知を改めて徹底していただきますようお願いいたします。

平成 24 年 3 月 ×× 日

〇〇弁護士会会長 殿 《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官指名候補者に関する情報収集の在り方について

平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）については、貴会に対応する裁判所に所属する者がいないことから、今回は、貴会に対する情報受付の周知依頼はありませんが、今後とも情報収集の在り方について、以下のとおりお取り扱いいただきますようお願いいたします。

貴会に対応する裁判所に所属する指名候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合、当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただくよう依頼しているところです。しかしながら、今般、他の弁護士会において、弁護士からの情報提供が下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の答申後にされた例や答申前に弁護士から弁護士会に提出された情報を答申後になって弁護士会が地域委員会に提出した例がありました。

指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式については、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではな

い。」との考え方をとっています。貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を、今後とも周知していただきますようお願いいたします。